

岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

大垣市政・経済記者クラブ同時配布資料

令和4年8月24日(水)岐阜県発表資料								
担当課	担当者			電話番号				
西濃県事務所環境課	環境課長 山本		浩星	代表 0584-73-1111 (内線221) FAX 0584-74-9428				

不破郡垂井町地内における土壌汚染について

ナブテスコ株式会社が不破郡垂井町地内の事業所において土壌調査を実施したところ、敷地内の土壌から土壌汚染対策法の指定基準を超える鉛が検出されたため、本日(8月24日)、同社から西濃県事務所に報告がありました。

なお、この調査はナブテスコ株式会社が土壌汚染対策法に基づき実施したものです。

1 事業所の概要

(1) 名 称:ナブテスコ株式会社 垂井工場

(2) 所 在 地: 不破郡垂井町1414

(3) 敷地面積: 33, 296. 47 m²

(4) 事業概要:輸送機械部品、ロボット用減速機、建物・産業用自動ドア等の生産

2 調査の概要

(1) 調査対象:事業所の敷地の一部 8,802.54m²

(2)調査期間:令和4年4月~8月

(3) 調査結果の概要

土壤含有量調査

項		調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果	土壤含有量基準	最大基準 超過倍率
鉛	ì	3 8	2	15 mg/kg 未満 ~ 270 mg/kg	150 mg/kg 以下	1.8倍

※鉛について、土壌溶出量調査も実施しましたが、基準超過はありません。

また、その他の物質についても調査を実施していますが、基準超過はありません。

3 汚染の原因

製品塗料に鉛が含まれていた時期があり、操業により土壌汚染が生じた可能性も考えられますが、 原因は不明です。

4 今後の対応

- ・鉛については、土壌含有量基準の超過であり、土壌溶出量基準の超過はなかったため、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づく周辺の地下水調査は実施しません。
- ・土地所有者等に対し、土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導します。

【参考】

「鉛」は比較的柔らかく加工が容易なため、古くから利用され、今日では主にバッテリーやはんだの原料として使用されています。以前は、ガソリンへの添加剤、水道管にも使用されていました。人体への蓄積性があるため、人の臓器や組織に通常でも存在し、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少及び腕や足の筋肉の虚弱などがあります。また、鉛は地殻の表層部には重量比で 0.0015 %程度存在し、人為的な排出のほかに地質に起因するものが含まれています。

参考:化学物質ファクトシート-2012 年版 - (環境省) 土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(環境省水・大気環境局)

【土壤含有量基準】

有害物質を含む土壌を直接摂取することによるリスクを想定して設定した基準。

【土壤溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。